

「入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1. 条例改正の背景

令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部改正が成立し、子どもたちに対して生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とした幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施されます。これに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、保育施設における食材料費の取り扱いが変更となり、保育料に含まれている3歳から5歳までの児童の副食費が保護者の負担となります。

2. 条例改正の内容

- (1) 特定教育・保育施設に通う3歳から5歳までの児童の副食費について、保護者から支払いを受けることができる費用とします。
- (2) 生活保護世帯、非課税世帯、市民税所得割額が57,700円未満（ひとり親にあつては、77,101円未満）の世帯（年収360万円未満相当）の児童及び第3子以降の児童については、副食費を免除します。
- (3) 法令の改正に伴う用語の整理を行います。

3. 施行日

令和元年10月1日